

鹿児島市ごみステーション設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第10号）第2条第3号に規定するごみステーション（以下「ごみステーション」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 ごみステーションの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例施行規則（平成16年規則第52号。以下「住環境保全規則」という。）第7条第4号の規定に該当する共同住宅等以外の共同住宅にあつては、当該共同住宅専用のごみステーションを、敷地内に設置するよう努めること。ただし、近隣のごみステーションを使用することについて、当該ごみステーションを管理している町内会等の承諾を得ている場合は、この限りでない。
- (2) 前号に規定する共同住宅等以外の共同住宅については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条及び第6条の2に規定する確認の申請の前に、ごみステーションの設置に関し、当該共同住宅の建築場所を所管する清掃事務所等との事前協議がなされていることとする。
- (3) 第1号に規定するごみステーション以外のごみステーションの設置は、住宅の密集度、地形等を勘案し、おおむね20世帯に1箇所の設置とすること。ただし、地域の実情等を踏まえ、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(設置場所)

第3条 ごみステーションの設置場所は、次に掲げる要件を満たす場所とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) ごみ収集作業を安全に行うことができるスペースを確保できる場所
- (2) 設置場所が公道に面しているときは、当該公道の幅員がおおむね4メートル以上であり、かつ、収集車が通り抜けることができること。
- (3) 設置場所が公道に面していないときは、収集車が通り抜けることができる通路又は転回できる場所があること。
- (4) 交差点からおおむね5メートル以上かつバス停からおおむね10メートル以上離れており、交通に支障がないこと。
- (5) 設置しようとする場所の前面の道路が急勾配の坂道でないこと。
- (6) 収集車が後進を行わずに収集できること。
- (7) 設置しようとする場所に係る土地等の所有者、利用者その他関係者の了解を得ていること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ごみ収集作業に支障がない場所

(面積)

第4条 第2条第1号及び住環境保全規則第7条第4号に規定するごみステーションの面積は、住宅1世帯当たりおおむね0.2平方メートル以上とする。

(手続)

第5条 ごみステーションを新設し、移設し、又は廃止しようとするときは、市と事前に協議し、当該ごみステーションに係る土地等の所有者、利用者その他関係者の同意を得た上で、ごみステーション設置に関する届出書(別記様式。以下「届出書」という。)に設置場所の図面その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、ごみステーションを利用する地域団体の代表者、共同住宅の所有者その他市長が適当と認める者(以下「届出者」という。)が提出するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に市長の承認を得て設置されているごみステーションは、この要綱の規定により設置されたごみステーションとみなす。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月13日から施行する。

別記様式(第5条関係)

ごみステーション設置に関する届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

名称(町内会・団体名・マンション名) _____

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先(電話番号) _____

ごみステーションの(新設・移設・廃止)について、次のとおり届け出ます。

なお、当該場所については、利用者及び関係者(土地所有者、隣接地所有者等)と十分協議を行い、了解を得ています。

1 場所 鹿児島市 町 番地
丁目 番 号
() 宅付近

2 移設先 鹿児島市 町 番地
丁目 番 号
() 宅付近

※移設の場合は、1に現在の場所を、2に移設先の場所を記入

3 収集開始(廃止)予定日 月 日 () から

特記事項

備考 付近見取図を添付すること。